課一・総・調整 納富

大	分	. 類	共通(法令・通達)
中	分	類	指示及び指示関係書類
保	存年	限等	曆 2033年12月末

課税第一部長 殷 課税第二部長 殿 各税務署長 殷

副		7	<u>k</u>		配			付	."	麦	\$,	準
共		通	···	5	7		1		ブ		ラ.		IJ
総	合		所	得		資	産	•	法	源	•	酒	税
東	周	課		総	2 -	- 1	東	局	課	=	法	1 -	- 55
東	局	課		個	1 -	- 51	東	周	課	_	消	1 -	- 54
東	局	課		資	1 -	- 50	東	局	課	-	酒	1 -	- 50
令	,	和	5		年		3	月		1	. *	7	Ħ
報			告			j j	钥		::0	限			等
随									· ·				時
課			総			Þ	氯			2		•	号

東京国税局長(官印省略)

電子帳簿保存法における重加算税の加重措置の適用に係る留意事項及び事例報告について(指示)

標題のことについては、令和3年/12月/16日付東局課一総2―56ほか10課合同「令和3年度税制改正後の電子帳簿保存法に係る事務処理要領の制定について」事務運営指針によるほか、下記に留意の上、適切に対応されたい。

(趣旨)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「電子帳簿保存法」という。)第8条第5項の規定による重加算 税の加重措置(以下「本措置」という。)を適切に運用する観点から、

該当事例の報告を指示するものである。

1 本措置の適用に関する留意事項

本措置は、スキャナ保存制度及び電子取引保存制度において、「納税者に保存義務がある電磁的記録」に関する隠蔽又は仮装があったことに基づいて重加算税が課される場合に適用されるものである。一方、「納税者に保存義務がない電磁的記録」に関する隠蔽又は仮装があったことに基づいて重加算税が課されたとしても、本措置は適用されないことに留意する。

(注) 「納税者に保存義務がある電磁的記録」とは、スキャナ保存制度にあっては、各税法の規定により保存しなければならないこととされている書類 (国税関係書類) について、電子帳簿保存法第4条第3項の規定により作成した電磁的記録をいい、電子取引保存制度にあっては、電子帳簿保存法第7条の規定により、所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者が保存しなければならないこととされている電子取引の取引情報に係る電磁的記録をいう。

2 調査事例の収集

収集する調査事例は、スキャナ保存制度及び電子取引保存制度において、「納税者に保存義務がない電磁的記録」に関する隠蔽又は仮装であるため本措 置の適用がなかった事例(以下「収集対象事例」という。)とする。

なお、「納税者に保存義務がない電磁的記録」とは、 をいい、具体的には、次のような電磁的記録が挙げられる。(別紙1参照) (例)

3 収集対象事例の報告

局課税部調査部署及び署調査部門(酒類指導官を含む。)は、令和5年3月以降に調査終了(施行日等)した事案のうち、収集対象事例について、調査 終了後速やかに、別紙2「電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事案報告書」(以下「報告書」という。)を作成し、次の①~⑤の 写し(以下「一件書類」という。)を添付した上で、次表のとおり文書管理システムによって報告する。

なお、件名は「電帳法加重措置不適用報告(部署名)」とし、報告ファイル名は「(署番号)電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事案報告書(部署名・部門)」(署番号は半角)とする。

おって、局主管課は、報告された報告書及び一件書類を局課税総括課 調整係 (課別メールボックス) へ速やかに送付する。

- ① 調査結果の説明書その他非違の態様・手口が分かる資料
- ② 電帳法保存要件のチェックシート
- ③ 調査経過記録書
- ④ 争点整理表その他検討資料(作成した場合に限る。)
- ⑤ 質問応答記録書·調査報告書
- ※ ③~⑤の写しについては、関連する部分のみ抜粋することとして差し支えない。

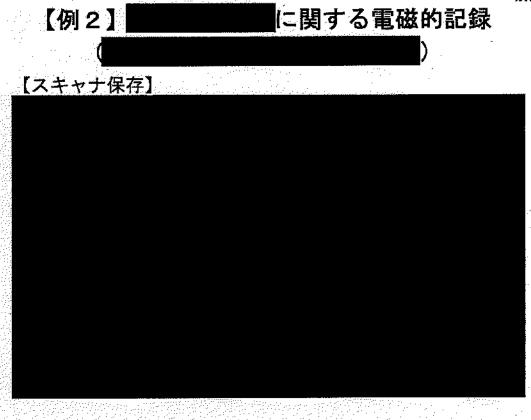
【報告先等】

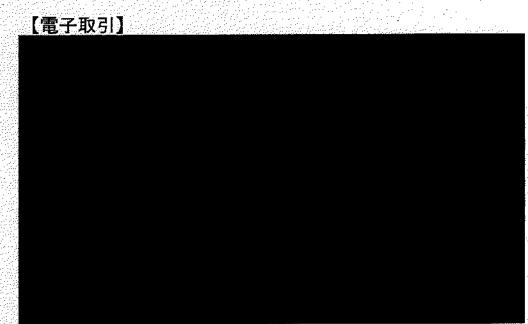
	調査実施部署	11 ***********************************	報告期限
	資料調查課	課税総括課(管理係)	٠
	統括国税実査官	宋·你不行。宋(自·生·宋)	
周	調査第1・第2部門 (間接諸税担当)	消費税課(諸税第2係)	
•	調査部門(酒税担当)	酒税課 (検査係)	
	特別国税調査官(総合担当)	課税総括課(総合担当)	随時
	個人課税部門	個人課税課(監理第4係)	
HE	資産課税部門	資産課税課(監理第2係)	
署	法人課稅部門	法人課税課(監理第4係)	
	法人課税部門(間接諸税)	消費税課(諸税第2係)	
	酒類指導官	酒税課(検査係)	

《例》千葉東署法人課税部門が提出する場合の報告ファイル名

「(01) 電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事案報告書(千葉東・法人)、xlsx1

【例 1 】	に関する電磁的記録
【スキャナ保存】	
【電子取引】	





電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事案報告書

おおのでは、				報告等	伊日
・	易名	担当政権門		調査終了目(施行日等)	
原本語がで把握した電流的記憶の仮数場故 した電流的記憶の仮数場故 適用に至らなかった理由 ※林松者の電磁的記録の保存・管理方法や使用している会計ソフト等報告に当たり参考となるべき事項があれば、記載する。	局署整理簽号	44税者名		郑雅(承祖 若号):和第	
調査において把握 した電磁的記録の位益国権 意加算者の加盟権電の 適用に至らなかった理由 ※解発者の電磁的記録の保存・管理方法や使用している会計ソフト等報告に当たり参考となるべき事項があれば、記載する。	電磁的記録の種類				
関加算数の加重措置の 適用に至らなかった理由 ※納録者の電磁的記録の保存・管理方法や使用している会計ソフト等報告に当たり参考となるべき事項があれば、記載する。			仮装隠蔽行為の概要		
適用に至らなかった理由 ※納税者の電磁的記録の保存・管理方法や使用している会計ソフト等報告に当たり参考となるべき事項があれば、記載する。	調査において把握 した電磁的記錄の仮装順報				
適用に至らなかった理由 ※納税者の電磁的記録の保存・管理方法や使用している会計ソフト等報告に当たり参考となるべき事項があれば、記載する。					
適用に至らなかった理由 ※納税者の電磁的記録の保存・管理方法や使用している会計ソフト等報告に当たり参考となるべき事項があれば、記載する。					
	重加算税の加重措置の 適用に至らなかった理由				
その他特に事項	※納税者	者の電磁的記録の保存・管理方法や使用している	会計ソフト等報告に当たり参考とな	るべき事項があれば、記載する。	
	その他特記事項				

課総路 2号

「大小師・共漢(磐舎関係)、中小師・磐舎関係掌語、雄さん区分: 本特年念、保護期間5年

電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事案報告書

記載例

				報告年月	令和5年5月10日
東京局	有 名 ○○輩	担当其:部門	個人課稅第〇部門	順盃終了白(並行日等)	令和5年4月30日
	-00000000)-(整理番号) 納税:	14	00	東祖(集務書号)・歌集	建築工事(x-xxx)
電磁的記録の種	a		1 7	取引保存	
			仮装職養行為の概要		
調査において把握 製磁的記録の仮装隠蔽		300,000,000,000,000,000,000,000,000,000			
加算税の加重措置の					
用に至らなかった理由					
	※納税者の電磁的記録の	保存·管理方法や使用している会計	ソフト等報告にあたり参考となるべ	き事項があれば、記載する。	
	が税者は、OO会計ソフト	を使用しており、電磁的記録について	には自社サーバー内に保存している	3.	
その他特記事項					

藤総臨 2号

(大公城、朱葆(劉安縣係)、中公城、朝朱縣保書館、報志ん区公、李兆年度、保存期間5年